

2015年8月26日

No.238

又市征治 国政だより

又市征治事務所

発行責任者 東 篤

富山市下新町 8-16

TEL 076-441-0800

HP: www.s-mataichi.com

又市征治議員は、8月21日の平和安全法制特別委員会の集中審議において、安倍総理に対して質疑を行いました。

法的安定性は関係ないと発言した磯崎総理補佐官を罷免すべきだ

冒頭、**又市議員**は今回の戦争法案に関連して、「法的安定性は関係ない」と立憲主義を否定する発言をした磯崎総理補佐官の罷免を安倍総理に求めました。安倍総理は、磯崎氏は謝罪し発言も撤回したという理由で、これを拒否しました。**又市議員**は、憲法の何たるかを理解もせず、委員会審議も遅滞させている政治家をかばうと、安倍総理も同じ考えだと評価されると、改めて罷免を求めましたが、安倍総理は拒否しました。



憲法解釈を変更しなければならない安全保障環境の変化とは何か

又市議員は、政府がこの間の質疑で戦争法案の提案理由として、中国、北朝鮮、国際テロの動向等の安全保障環境の変化を挙げていることに対し、これらへの対応は個別的自衛権の行使であるというのが政府の従来の説明であると指摘しました。そして中国、北朝鮮が日本やアメリカを攻撃する可能性が高まったから集団的自衛権の行使を容認するのか、またアメリカもそう判断しているのかと追及しました。

これに対し安倍総理は、戦争法案が特定の国を対象としているものではないと言いながら、北朝鮮が数百発の核ミサイルを所有しているとか、弾道ミサイルが発射されても日米が協力すれば安全であるが、アメリカのイージス艦が攻撃されれば日本の存立に関わることであり、集団的自衛権を行使しなければならない等と主張しました。

又市議員は、アメリカの認識について答弁がないと指摘するとともに、現に脅威が存在しなければ戦争法を制定しなければならない立法事実がないと追及しました。また特定の国を想定していないと言いながら中国、北朝鮮を名指しで述べることは、外交関係を悪化させると強く批判しました。

戦争法案は、安倍談話の内容と大きく乖離している

さらに**又市議員**は、8月14日発表された「安倍談話」が、「我が国は、いかなる紛争も、法の支配を尊重し、力の行使ではなく、平和的、外交的に解決するべきである」と述べながら、集団的自衛権の行使を容認する戦争法を制定するという真逆のことをやろうとしていると批判しました。そして圧倒的多数の憲法学者が憲法違反と断じ、法理上も破綻しており、また優に過半数を超える国民が反対し、政策上も破綻している戦争法案を撤回するように要求しました。

これに対し安倍総理は、国民の命を守るため、平和な暮らしを守るためには、この平和安全法制は必要であると強弁しました。